

危険物新聞

第223号

発行所 大阪府危険物品協会連合会
 発行人 田宮 呉 策
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717.5910
 定価 1部 20円

石油パイプライン 事業法成立

昭和47年6月26日公布

(目的)

第1条 この法律は、石油パイプラインの設置及び石油パイプライン事業の運営を適正ならしめ、並びにその事業の用に供する施設についての保安に関し必要な規制を行なうことにより、合理的かつ安全な石油の輸送の実現を図るとともに公共の安全を確保し、もって石油の安定的かつ低廉な供給の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「石油」とは、原油、揮発油、灯油、軽油その他の政令で定める炭化水素油をいう。
 2 この法律において「石油パイプライン」とは、石油輸送（導管及びその他の工作物による石油の輸送をいう。以下同じ。）を行なう施設の総体（港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する港湾区域及び臨港地区内に設置される石油荷役施設及び船舶給油施設、飛行場内に設置される航空機給油施設その他の政令で定める施設であることを除く。）をいう。
 3 この法律において「石油パイプライン事業」とは、一般の需要に応じ、石油パイプラインに属する導管を使用して石油輸送を行なう事業をいう。

第2章 基本計画

(基本計画)

第3条 主務大臣は、石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に関し、石油パイプライン基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
 2 基本計画においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
 一 石油パイプラインの適正かつ計画的な設置に関する基本方針

- 二 石油パイプラインの経路の概要及び完成の目標年度
 三 石油パイプラインより輸送されるべき石油の種類及び数量
 四 その他必要な事項
 3 基本計画は、災害の発生の防止に関し十分に配慮しつつ、石油の需給事情及び輸送事情並びに土地利用の状況を勘案して定めるものとする。（2頁へ続く）

西淀川から大阪空港へ 高速道路高架にパイプライン計画

石油パイプラインは関東地区ではすでに千葉から成田空港まで計画がすすめられているが、関西にもその計画がある。

大阪空港には現在6,000キロリットルのタンクを設置し神戸、大阪、堺、和歌山から毎日150台のタンクローリーで油を輸送しているが、需要量と供給量が限度にきている。今後の需要増からみて石油貯蔵設備の増設は必要であるが先般の兵庫県、伊丹市の方針にあるとおり貯蔵タンクの増設は認めないとのこと、いきおい貯蔵基地を別に設置しパイプラインで空港まで送油する方式を計画したものである。その計画によると、西淀川区にタンク基地を設置し径22センチメートルのパイプ2本を、中島町一（国道43号）

一大和田町一和姫橋一御幣島東一竹島町一（阪神高速空港線）一（府道伊丹原田線）一原田大橋一（千里川）一空港に設けるものである。

パイプの敷設は一般道路と高速道路下では地下埋設し、阪神高速道路では橋ケタと路面間の空間を通す。もちろんパイプライン安全対策は油もれ検知、感震装置、緊急送油し断装置が設置されるものと思われるが、事業認可、工事着工までいろいろ難問が予想される。



- 4 主務大臣は、基本計画を定めようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきくものとする。
- 5 関係市町村長は、基本計画に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- 6 主務大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(石油パイプライン事業の許可)

第5条 石油パイプライン事業を営もうとする者は、主務省令で定める石油パイプラインの系統ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 石油パイプラインに属する導管及びその他の工作物並びにこれらの附属設備であって、石油パイプライン事業の用に供するもの(以下「事業用施設」という。)に関する次の事項
 - イ 主務省令で定める導管にあっては、その設置の場所延長及び内径並びに導管内の圧力
 - ロ 主務省令で定めるタンクにあっては、その設置の場所及び容量
 - ハ 主務省令で定める圧送機にあっては、その設置の場所及び能力別の数
- 三 事業用施設により輸送する石油の種類及び石油輸送能力
- 四 事業用施設についての保安を確保するために必要な主務省令で定める事項
- 五 事業用施設についての工事の要否その他の主務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、事業用施設の設置の場所を示す図面、事業計画書、事業収支見積書その他の主務省令で定

める書類を添附しなければならない。

- 4 主務大臣は、第1項の許可をしようとするときは、自治大臣の意見をきかなければならない。
- 5 自治大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。
- 6 関係市町村長は、第1項の許可に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- 第7条 主務大臣は、第5条第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その申請の内容が基本計画に適合していること。
 - 二 その事業用施設が、利用者がその事業を利用するために不適切なものでないこと。
 - 三 その事業用施設を設置する道路その他の場所が道路事情、都市計画その他の土地の利用の状況に照らして適切なものであること。
 - 四 その事業用施設の設置が、周辺の建物との保安距離保安深度その他の保安措置の確保により災害の発生の防止が図られるものであること。
 - 五 その事業を安全かつ適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
 - 六 その事業の計画の実施が確実であること。
 - 七 その他その事業の開始が合理的かつ安全な石油の輸送を確保するため必要であり、かつ、適切であること(工事の計画)
- 第15条 石油パイプライン事業者は、第5条第1項又は第8条第1項の許可に係る事業用施設についての工事であって主務省令で定めるものに関し、その工事の計画を定め、その工事の計画について、主務大臣の認可を申請しなければならない。ただし、事業用施設についての工事を必要としない場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による申請は、主務大臣の指定する期限ま

消防ポンプから家庭用消火器まで!

消防機器の総合メーカー



保険付

家庭用万能消火器ピーナス

信賴のマーク



- 梯子消防車
- 消防ポンプ車
- 保険付消火器
- クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
 TEL (751) 1351
 営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡
 富山・北海道

でなければならない。

3 主務大臣は、第1項の規定による申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 第5条第1項又は第8条第1項の許可を受けたところによるものであること。

二 その事業用施設が主務省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

4 天災その他やむを得ない理由により第2項の期限までに第1項の認可を申請することができないと認められるときは、主務大臣は、申請により、その期限を延長することができる。

5 主務大臣は、第1項の認可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、同項の認可に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6 石油パイプライン事業者は、第1項の認可に係る工事の計画を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 石油パイプライン事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

8 第3項及び第5項の規定は、第6項の認可に準用する(完成検査等)

第16条 石油パイプライン事業者は、前条第1項の認可を受けたときは、主務大臣の指定する期限までに、当該事業用施設について、その工事を完成し、かつ主務大臣の検査を申請しなければならない。

2 主務大臣は、前項の検査の結果、当該事業用施設が次の各号に適合していると認めたときは、これを合格としなければならない。

一 その工事が前条第1項の認可に係る工事の計画(同

条第6項の規定による変更があったときは、変更後のものとする。以下「認可計画」という。)に従って行なわれたものであること。

二 前条第3項第2号の技術上の基準に適合するものであること。

3 前条第4項の規定は、第1項の規定による期限の指定について準用する。

4 石油パイプライン事業者は、認可計画に係る事業用施設の一部について、主務大臣の検査を受けることができる。

5 第2項の規定は、前項の検査に準用する。

6 石油パイプライン事業者は、認可計画に係る事業用施設の全部又は一部について、第1項又は第4項の検査に合格した後でなければ、これを使用してはならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

丙種模擬問題の解答

〔法令〕

1—(1) 2—(4) 3—(4) 4—(2) 5—(1)

6—(2) 7—(2) 8—(3) 9—(4) 10—(2)

〔燃焼及び消火〕

1—(1) 2—(2) 3—(2) 4—(2) 5—(4)

〔各論〕

1—(3) 2—(2) 3—(4) 4—(4) 5—(4)

6—(2) 7—(2) 8—(2) 9—(4) 10—(3)

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
泡・ガス・エアーム消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
齊田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株) } 代理店

株式会社

三 和 商 会

TEL 06 (443) 2 4 5 6

昭和45年度 全国危険物火災統計

都道府県別危険物製造所等の火災件数

| | | 年間 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|----|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 全 | 国 | 202 | 13 | 18 | 17 | 17 | 19 | 16 | 19 | 17 | 15 | 14 | 19 | 18 |
| 北海道 | 道 | 5 | 1 | • | • | • | • | 2 | 1 | • | • | • | 1 | • |
| | 青森 | 0 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • |
| 北 | 秋田 | 0 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • |
| | 山形 | 2 | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | • | • |
| 福 | 福島 | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | • |
| | 茨城 | 5 | • | • | • | • | 1 | • | 1 | 1 | • | • | 2 | • |
| 茨 | 栃木 | 2 | • | • | • | • | • | • | 1 | • | • | • | • | • |
| | 群馬 | 3 | • | • | 1 | • | • | • | • | • | 1 | 1 | • | • |
| 千 | 東 | 6 | 1 | 1 | 2 | • | • | • | • | • | 1 | 1 | • | • |
| | 京 | 5 | • | 1 | • | • | • | 1 | • | 1 | • | • | 1 | 2 |
| 奈 | 川 | 34 | 5 | 1 | 4 | 4 | 1 | 5 | 2 | 2 | 3 | 5 | 2 | 1 |
| | 神 | 9 | • | • | 1 | 3 | 1 | 2 | • | • | • | 1 | • | 1 |
| 新 | 富 | 5 | • | • | • | • | • | • | 1 | • | 1 | 1 | 2 | • |
| | 石 | 4 | • | 1 | • | • | 1 | • | • | • | • | 1 | • | 1 |
| 山 | 梨 | 2 | • | • | • | • | • | • | • | 1 | • | • | • | • |
| | 長 | 1 | • | • | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • | • |
| 岐 | 静 | 1 | • | • | • | • | • | • | 1 | • | • | • | • | • |
| | 愛 | 8 | • | 1 | 1 | • | 1 | • | 1 | 1 | • | • | 1 | 1 |
| 滋 | 賀 | 16 | • | 2 | 1 | • | 4 | • | 2 | 2 | • | • | 2 | • |
| | 京 | 4 | • | 1 | • | • | 1 | 1 | • | • | • | • | 1 | • |
| 大 | 阪 | 3 | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | 1 | • |
| | 兵 | 1 | • | • | • | • | 1 | • | • | • | • | • | • | • |
| 奈 | 和 | 29 | 2 | 6 | 1 | 3 | • | • | 6 | 4 | 3 | 1 | 2 | 1 |
| | 歌 | 18 | • | 2 | 2 | • | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 5 |
| 鳥 | 取 | 0 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • |
| | 島 | 2 | • | 1 | • | • | 1 | • | • | • | • | • | • | • |
| 岡 | 根 | 7 | • | • | • | • | • | 2 | • | 2 | • | • | • | 1 |
| | 山 | 6 | • | • | 1 | • | 3 | • | • | • | 1 | • | • | • |
| 徳 | 島 | 2 | • | • | • | • | • | 1 | • | • | • | • | • | 1 |
| | 香 | 1 | • | • | • | • | 1 | • | • | • | • | • | • | • |
| 愛 | 媛 | 0 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • |
| | 高 | 0 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • |
| 福 | 岡 | 6 | 1 | • | • | • | 2 | • | • | • | 1 | • | • | 2 |
| | 佐 | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | • | • | • |
| 熊 | 本 | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 1 | • |
| | 大 | 1 | • | • | • | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • |
| 児 | 鹿 | 0 | • | • | • | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • |
| | 島 | 0 | • | • | • | 1 | • | • | • | • | • | • | • | • |

無許可施設の被災状況

| 被災施設数 | 損害見積額 (千円) | 死亡者数 | 負傷者数 | 火災の程度 | | |
|-------|---------------|------|------|-------|---|---|
| | | | | A | B | C |
| 25 | 96,962 | 9 | 41 | 21 | — | 4 |

危険物施設曜日別火災発生状況

| 曜日 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 件数 | 25 | 31 | 31 | 36 | 32 | 24 | 23 |

危険物製造所等の被災状況

| 製造所等の別 | | 区分 | 被災施設数 | 損害見積額 (千円) | 死亡者数 | 負傷者数 | 危険物取扱主任者 | | 火災の程度 | | |
|--------|----------|----|-------|---------------|------|------|----------|-----|-------|---|----|
| | | | | | | | 立会有 | 立会無 | A | B | C |
| 総計 | | | 202 | 1,374,738 | 11 | 117 | 109 | 93 | 187 | 3 | 12 |
| 製造所 | | | 37 | 837,419 | 1 | 29 | 28 | 9 | 36 | 1 | 0 |
| 貯蔵所 | 屋内貯蔵所 | | 7 | 2,515 | 1 | 3 | 3 | 4 | 5 | 0 | 2 |
| | 屋外タンク貯蔵所 | | 16 | 24,152 | 2 | 3 | 6 | 10 | 16 | — | 0 |
| | 屋内タンク貯蔵所 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 地下タンク貯蔵所 | | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| | 簡易タンク貯蔵所 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 移動タンク貯蔵所 | | 4 | 11,323 | 0 | 4 | 1 | 3 | 2 | 0 | 2 |
| 取扱所 | 屋外貯蔵所 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| | 給油取扱所 | | 63 | 19,219 | 0 | 24 | 25 | 38 | 59 | 1 | 3 |
| | 販売取扱所 | | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 一般取扱所 | | | 72 | 480,109 | 7 | 53 | 45 | 27 | 67 | 1 | 4 |

出火原因に関する危険物等の製造所等別分類

| 製造所等の別 | | 区分 | 総計 | 製造所 | 貯蔵所 | | | | | | | 取扱所 | | | | |
|-------------|---------------------|----|-------|------|------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|------|-------|-------|-------|
| | | | | | 小計 | 屋内貯蔵所 | 屋外タンク貯蔵所 | 屋内タンク貯蔵所 | 地下タンク貯蔵所 | 簡易タンク貯蔵所 | 移動タンク貯蔵所 | 屋外貯蔵所 | 小計 | 給油取扱所 | 販売取扱所 | 一般取扱所 |
| 被災した製造所等の総数 | | | 202 | 37 | 30 | 7 | 16 | ・ | 3 | ・ | 4 | ・ | 135 | 63 | ・ | 72 |
| 第1類 | 過酸化塩素酸塩類 | A | 1 | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | 硫酸塩類 | | 1 | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 第2類 | 硫黄 | | 1 | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ |
| | 金属「ナトリウム」炭化カルシウム生石灰 | | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 1 | ・ | ・ | 1 |
| | | | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 1 | ・ | ・ | 1 |
| 第3類 | 二酸化炭素 | | 2 | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 1 | ・ | ・ | 1 |
| | アセトアルデヒド | | 4 | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 4 | ・ | ・ | 4 |
| | 第1石油類 | | 85 | 6 | 11 | 4 | 5 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 68 | 48 | ・ | 20 |
| | 第2石油類 | | (1) | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | (1) | ・ | ・ | (1) |
| | 第3石油類 | | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 1 | ・ | ・ | 1 |
| | メチルエチルケトン | | 4(3) | 1(1) | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 2(3) | ・ | ・ | 3(2) |
| 第4類 | アルコール類 | | 24(2) | 3(1) | 8 | 1 | 3 | ・ | 2 | ・ | 2 | 13(1) | 5(1) | ・ | 8 | |
| | 第2石油類 | | 32(5) | 2(2) | 8(3) | (1) | 7(1) | ・ | 1(1) | ・ | ・ | 22 | 1 | ・ | 21 | |
| | 第3石油類 | | 5 | 4 | 1 | ・ | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | 動物油類 | | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| 第5類 | 硝酸エステル類 | | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 1 | ・ | ・ | 1 | |
| | セルロイド類 | | 4 | 2 | 1 | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 1 | ・ | ・ | 1 | |
| 第6類 | 濃硫酸 | | (1) | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | (1) | ・ | ・ | (1) | |
| | 濃硝酸 | | (2) | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | (2) | ・ | ・ | (2) | |
| 延焼・その他 | 無水クロム酸 | | 1 | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | |
| | | | 32 | 13 | 1 | 1 | ・ | ・ | ・ | ・ | ・ | 18 | 9 | ・ | 9 | |

<注>出火原因に2以上の危険物が関係した場合は、そのうち1の品名を実数として掲げ、他はカッコ書きとした。

三種
模擬試験問題

1. 危険物関係法令

【例1】 危険物の品名と品目との関係について、次のうち正しい組合せはどれか。

| | 第1石油類 | 第2石油類 | 第3石油類 | 第4石油類 |
|-----|-------|-------|--------|-------|
| (1) | ガソリン | 軽油 | 重油 | ギヤー油 |
| (2) | ガソリン | 軽油 | シリンダー油 | ギヤー油 |
| (3) | ギヤー油 | 灯油 | シリンダー油 | 重油 |
| (4) | ガソリン | ギヤー油 | 灯油 | 軽油 |

【例2】 危険物と指定数量の組合せのうち、正しいものはどれか。

| | ガソリン | 灯油 | 重油 | 動植物油 |
|-----|------|------|--------|--------|
| (1) | 200ℓ | 500ℓ | 2,000ℓ | 3,000ℓ |
| (2) | 500ℓ | 100ℓ | 3,000ℓ | 3,000ℓ |
| (3) | 100ℓ | 500ℓ | 3,000ℓ | 2,000ℓ |
| (4) | 100ℓ | 500ℓ | 2,000ℓ | 3,000ℓ |

【例3】 次に掲げる危険物の総量は、指定数量の何倍となるか。

(20リットルかん入りガソリン20本、20リットルかん缶入り灯油50本、200リットルドラム缶入り重油20本)

- (1) 4倍
- (2) 5倍
- (3) 6倍
- (4) 8倍

【例4】 三種危険物取扱者が取り扱うことができる危険物の組合せはどれか。次のうち正しいものをえらべ。

- (1) 第2石油類、第3石油類、第4石油類
- (2) ガソリン、軽油、あまに油
- (3) ガソリン、第2石油類、動植物油類
- (4) 第1石油類、ごま油、ギヤー油

【例5】 三種危険物取扱者が取り扱うことができるとされている以外の危険物を取り扱う場合、次のいずれによればその危険物を取り扱うことができるか

- (1) 甲種危険物取扱者又はその危険物を取り扱うことができる乙種危険物取扱者の立会を受ければよい。
- (2) 甲種又は乙種危険物取扱者に危険物の取扱作業終了後に、そのむね報告すればよい。
- (3) 社長の許可をうけると取り扱うことができる。
- (4) どのような方法によっても危険物を取り扱うことはできない。

【例6】 危険物取扱者に対する法令上の義務講習について、次のうち、正しいものはどれか。

- (1) 危険物の法令に違反した者に対して課せられるものである。
- (2) 危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者に対し一定期間ごとに受講することが課せられているものである。
- (3) 危険物の保安監督者に選任された者に対して課せられているものである。
- (4) 移動タンクに乗車する危険物取扱者に課せられているものである。

【例7】 次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 危険物施設の位置、構造又は設備を変更するときは、変更の許可を受けなければならない。
- (2) 危険物施設は、当該施設を廃止するまで、その位置、構造は設備を変更してはならない。
- (3) 危険物施設の位置、構造又は設備を所定の手続きを経て変更した後、完成検査を受けるときには、完成検査の申請をしなければならない。
- (4) 危険物施設の位置、構造又は設備を変更したときは、完成検査に合格した後でなければ、当該危険物施設を使用してはならない。

【例8】 指定数量以上の危険物を貯蔵したり、取り扱ったりする場合には、危険物施設としての許可を受けなければならないが、特定な場合に限り、危険物施設以外の場所でこれを行うことができるものとされている。この特定な場合とは、次のうちどれか。

- (1) 田畑や野原等周囲に人家のない場所で危険物を貯蔵し又は取り扱う場合。
- (2) 指定数量の10倍以下の危険物を貯蔵し又は取り扱う場合。
- (3) 所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長の承認を受けた場合。
- (4) ドラム缶で野積み貯蔵する場合。

【例9】 危険物の運搬について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 夏期において、危険物をドラム缶で運搬する場合には外気温の上昇によって缶内部の圧力が高まり、缶が損傷

- することがあるので、収納口の栓は、ゆるめておくこと
- (2) 危険物の運搬は、法令に定められた容器によって行わなければならないが、危険物の品名及び数量を容器に表示する場合には、法令に定められた容器以外の容器で危険物を運搬することができる。
 - (3) 危険物の運搬に関する規制は、指定数量以上の量の危険物を運搬する場合に適用になる。
 - (4) 指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合には、法令に定められた消火設備を備えておくこと。

〔例10〕 移動タンク貯蔵所でガソリンを移送する場合の記述について次のうち正しいものはどれか。

- (1) 丙種危険物取扱者が乗車しなければならない。
- (2) 甲種か、乙種第4類か、丙種のいずれかの危険物取扱者が乗車しなければならない。
- (3) 指定数量の10倍以上を移送する場合に限り危険物取扱者が乗車しなければならない。
- (4) 移動タンクの完成検査済証は常置場に保管すること。

2. 燃焼消火の基礎知識

〔例1〕 次の点火源に関する記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 磁石の磁力は点火源となり得る。
- (2) 静電気による放電は点火源となり得る。
- (3) 金属の衝撃による火花は、点火源となり得る。
- (4) 電気機器の火花は点火源となり得る。

〔例2〕 引火点と火災の危険性について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 引火点が低いものは、高い温度でも蒸気を多く出すので、引火の危険性は小さい。
- (2) 引火点が低いものは、低い温度でも蒸気を多く出すので、引火の危険性は大きい。
- (3) 引火点が高いものは、引火点が低いものより、引火の危険性が大きい。
- (4) 引火点が高いものは、低い温度でも蒸気を多く出すので、引火の危険性が大きい。

〔例3〕 油の蒸気について、次の記述のうち正しいものはどれか。

- (1) 空気より軽いから地面に沿って拡がる。
- (2) 空気より重いから地面に沿って拡がる。
- (3) 空気より軽いから天井の窓から逃げてゆく。
- (4) 空気と同じくらいの重さであるから自由に拡がる。

〔例4〕 燃えている物を消す方法の一つとして、空気の供給を断つ方法がとられるが、空気の供給を断つと火が消える理由として、次のうち、正しいものはどれか。

- (1) 燃焼物の温度がどんどん下るため。

- (2) 燃焼に必要な酸素がなくなるため。
- (3) 熱の発散が著しく速くなるため。
- (4) 可燃性蒸気が発生しにくくなるため。

〔例5〕 油類の消火に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 泡による消火が有効である。
- (2) 消火粉末による消火が有効である。
- (3) 二酸化炭素による消火が有効である。
- (4) 水による冷却消火が有効である。

危険物各論

〔例1〕 ガソリンの性状で、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 蒸発しやすい液体である。
- (2) 水より軽い液体である。
- (3) 発生する蒸気は空気より軽い。
- (4) 無色透明の液体である。

〔例2〕 軽油の性質について、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 冷水には溶けないが、温水にはよく溶ける。
- (2) 火を近づけて引火しないときでも、布等に浸ますとよく燃える。
- (3) 常温では全く蒸発しないので、臭気はない。
- (4) 揮発性は小さく、いくら温めても揮発しない。

〔例3〕 重油の性状について次のうち正しいものはどれか。

- (1) 水より重い油である。
- (2) 無色又は帯赤色の液体である。
- (3) 冷水には溶けにくい、熱湯には溶けやすい。
- (4) 引火性は小さいが温めると引火しやすくなる。

〔例4〕 動植物油類の性状で、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 引火性は小さいが、なかに自然発火するものもある。
- (2) 気温が低くなると固化するものがある。
- (3) 水にはとけないが、ベンジンにはとけやすい。
- (4) 水より重い液体である。

〔例5〕 軽油、ガソリン、シリンダー油を引火しやすい順に並べると、次のうち正しいものはどれか。

- (1) ガソリン、シリンダー油、軽油
- (2) シリンダー油、軽油、ガソリン
- (3) 軽油、ガソリン、シリンダー油
- (4) ガソリン、軽油、シリンダー油

〔例6〕 次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 軽油は、ゴマ油より引火しやすい。
- (2) 重油は、灯油より引火しやすい。
- (3) ガソリンは、灯油より引火しやすい。

(4) 軽油は、重油より引火しやすい。

〔例7〕 油類の取扱上の注意事項として、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 危険物の臭気をする水だまりがある場合、危険物であることを確認するには、くみ取って火をつけてみる。
- (2) 静電気が蓄積しやすい物品を取り扱う場合には、あらかじめ、静電気が蓄積しないように措置をする。
- (3) 蒸気の排出は、できる限り低所に向けて行なう。
- (4) 危険物が流出した場合には、早く蒸発するのを待つ。

〔例8〕 第4石油類及び動植物油類の消火方法のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 二酸化炭素で炎を消し、冷却をする。
- (2) 火面に水をかけて消火する。
- (3) 粉末消火器で炎を消し、冷却をつづける。
- (4) 蓋をする等空気を遮断して消し、冷却する。

〔例9〕 油類の火災には水による消火が適切でないといわれている理由として、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 油類の火災は、火勢が強いので水では十分冷却できない。
- (2) 油類の消火には、燃えている油類と同容量の水が必要であるので、大量の水が必要となる。
- (3) 油類が燃えているときは、水をよく溶かすので、火勢が強くなる。
- (4) 油類が水より軽いので、注水によってかえって火面を拡げるおそれがある。

〔例10〕 油類の廃棄の方法として、次のうち正しいものはどれか。

- (1) 人の目につかないところへ撒き散らす。
- (2) 周囲に危険をおよぼすおそれのない海等に捨てる。
- (3) 安全な場所で、安全に注意しながら燃やす。
- (4) 大量の水に混ぜて下水に流し捨てる。

大阪府、甲種、丙種危険物取扱者試験

大阪府では本年第2回目の取扱者試験を8月8日(火)近畿大学で実施する。

受験願書は、7月20日と21日に受け付けられたが願書提出者は次のとおりである。

甲種 598名 丙種 2197名

合格発表は8月28日に行われ、合格者本人宛通知される。

酷暑期を迎え防火ポスター

大阪府連合会で作成配布

大阪府危険物品協会連合会では、夏季シーズンを迎え、危険物火災防止の徹底をはかるため、「雨天時の危険物取扱には十分注意しましょう」の標語入り防火ポスターを6,000枚制作、府下会員に配布した。



河内長野で取扱者研修会

河内長野防火協会取扱者部会では、7月26日同市市民館で、理化学研修会を開催した。

楽しい語らい幸せな微み
——ヤマト消火器のある家庭

YAMATO

ヤマト消火器株式会社
大阪市東成区深江北1-7-11・TEL.(976)0701